

登米市教育委員会会議録

会議の名称	平成19年第14回登米市教育委員会11月定例会議	
開催日時	平成19年11月16日(金)	
	午後2時03分 開会	
	午後2時50分 閉会	
開催場所	登米市中田庁舎 教育長室	
委員長氏名	教育委員長	門田史郎
出席委員氏名	教育委員長	門田史郎
	教育委員長職務代行者	久保泰宏
	教育委員	橘智法
	教育委員	猪股恭子
	教育長	佐藤壽昭
欠席委員	なし	
事務局職員氏名	教育次長(学校教育担当)	島尾清次
	教育次長(社会教育担当)	後藤建一
	学校教育課長	加藤敬一
	生涯学習課長	北條敏夫
	体育振興課長	鈴木均
	参事兼教育総務課長	大瀧敬
	生き生き学校支援室長兼副参事(主任指導主事)	金信哉
書記	教育総務課 課長補佐兼総務係長	伊藤隆敏
議題	報告第1号	一般事務報告について
	議案第47号	登米市教育文化振興補助金交付要綱の一部を改正する訓令について
	議案第48号	登米市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について
	議案第49号	食物アレルギー対応マニュアルの制定について
会議結果	報告第1号	承認
	議案第47号	決定
	議案第48号	決定
	議案第49号	決定

議題・ 発言・ 結果	門田委員長	開会（午後2時02分） 教育委員会議の開会を宣言し、本日の議事日程に基づき会議を開く旨を告げる。
	門田委員長	前回会議録の承認 を求めます。
	大瀧参事兼 総務課長	（前回の会議録を朗読）
	門田委員長	前回会議録の朗読が終わりました。この内容についてご異議ありませんか。
		（「なし」の声あり）
	門田委員長	ご異議がないものと認め、朗読のとおり承認することとします。
	門田委員長	会議録署名委員の指名 を行います。 委員長から指名してよろしいでしょうか。
		（「はい」の声あり）
	門田委員長	ご異議がないですので、1番久保委員、3番猪股委員にお願いします。
	門田委員長	日程第1、報告第1号「一般事務報告について」 を上程します。 「教育長の一般事務報告について」教育長から報告させます。
佐藤教育長	（一般事務報告について、平成19年10月20日から11月16日までの会議・行事出席状況を別紙資料に基づき報告する）	
門田委員長	教育長の一般事務報告が終わりました。この件についてご質問ありませんか。	
	（「なし」の声あり）	
門田委員長	ご質問がないようですので、日程第1、報告第1号「一般事務報告について」は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。	

	(「異議なし」の声あり)
門田委員長	ご異議がないようですので、日程第1、報告第1号「一般事務報告について」は、報告のとおり承認することとします。
門田委員長	日程第2、議案第47号「登米市教育文化振興補助金交付要綱の一部を改正する訓令について」を上程します。 説明を求めます。
佐藤教育長	(議案を朗読)
大瀧教参事 兼育総務課 長	(議案内容を説明)
門田委員長	説明が終わりました。議案第47号「登米市教育文化振興補助金交付要項の一部を改正する訓令について」についてご質問ありませんか。
久保委員	優秀な成績を収めた人に対して、30%まで削るということはどうかと思います。もっと別のもので削られなかったのでしょうか。
大瀧参事兼 教育総務課 長	財政改革の一環として、各団体の補助金に関して検討が加えられています。 各補助金についても、2分の1から3分の1、4分の1というような削減計画もあり、30%という率で提案したところです。
久保委員	交通費については、新幹線を想定しているのですか。それともバス利用ですか。 宿泊費についても、ビジネスホテル、あるいは民宿を想定しているのですか。
大瀧参事兼 教育総務課 長	旅費はその団体でまちまちです。 そのため、その実態に合わせての30%と考えています。 宿泊費もいろいろ違いがあります。
鈴木体育振 興課長	基本的には実費対応になっています。 全国大会や東北大会の場合は、個人的に行く団体はなく、宮城

	<p>県の団体で行くことが多いようです。</p> <p>宿泊はほとんどがビジネスホテルであり、旅費も新幹線を使っています。</p> <p>基本的には実費対応ではありますが、極端に差があるような申請はありません。</p>
久保委員	<p>補助金計算の算定基準を作るのか、それとも実経費の30%を補助するのか、取り扱いに違いがあるはずですか。</p> <p>この辺は統一すべきだと思います。</p>
門田委員長	<p>申請した額の3分の1ではなく、統一基準は作るべきではないのですか。</p>
鈴木体育振興課長	<p>マイクロバスで全国大会に行った事例はありません。公共交通機関の利用が実態です。</p> <p>基準としては、実費を基本として考えています。</p>
門田委員長	<p>第5条、「ただし、補助金額が補助対象経費から当該大会等に対する財政支援（補助金、助成金、寄付金等）を控除した額を上回る場合は補助金の交付は行わないものとする」とあります。</p> <p>言い換えれば、市以外から、寄付金などがあつて経費を上回った場合は、市の補助金の対象にはならないということですか。</p>
鈴木体育振興課長	<p>全国大会などの出場選手は、宮城県の競技団体の代表となるため、その団体からの援助があります。</p> <p>全額に近い補助が出る場合もあります。</p> <p>そういったものを差し引くものです。</p>
大瀧参事兼教育総務課長	<p>これまで補助金の額は、別表で定めていました。</p> <p>さらにその額の決定に際しては、予算の範囲内で決定することにしていますが、その基準をさらに明文化するものです。</p>
猪股委員	<p>運動部などには、親の会などが組織されており、独自に会費を出し合っていて運営しているところがあります。</p> <p>大会出場時に、そのような会からもらう餞別なども、補助金積算の控除対象となるのですか。</p>
鈴木体育振興課長	<p>計算はしていません。</p> <p>県や体育協会などの公的機関からの寄付金を指しています。</p>

久保委員	「寄付金等」の記述は必要なのでしょうか。
大瀧参事兼 教育総務課 長	各団体からの財政支援は、助成金、援助金、補助金、寄付金、いろいろあると思います。 そのため、全てを表すために「寄付金等」という表現にしています。
門田委員長	ご祝儀的なものを含むようなことがあってはならないと思います。
大瀧参事兼 教育総務課 長	申請時点で、その内容は確認することになっています。
門田委員長	親の会などからのご祝儀は、控除対象にしないということでしょうか。
島尾教育次 長	寄付金を表現しているのは、例えば野球の全国大会で多額の経費が掛かるとします。 その際、後援者などが中心となり、不特定多数の人たちから支援を目的に、多くの寄付金を集めたような場合は控除をさせてもらうものです。 従って、親の会などからのご祝儀などを想定するものではありません。
久保委員	寄付金とは、気持ちがあって出すことに変わりはないと思います。 例えば、30%しか出ないとすると、100万掛かるのに30万しかもらえないことになり、親の会が中心となっていた場合、それが寄付として削られると、そういうことはしない方がいいことになると思います。 「補助金」と「助成金」のみにし、「寄付金等」は外してもいいのではないのでしょうか。
橘委員	一番の印象としては、100%が30%になることです。 現実的に、予算の中で行っていかなければならないことと、申請状況などを見ながらの結果なのかもしれませんが、今後、さらに申請者が増えた場合は、予算補正するのでしょうか。

大瀧参事兼 教育総務課 長	<p>これまでも補正や予備費充用をしてきました。 30%の枠で不足する場合は、補正などの措置を取ることとします。</p>
後藤教育次 長	<p>隣接市町村では、こうした補助金はほとんどありません。 登米市では、合併前一部の町で行ってきた事業を引き継いだ形で行っているものです。 しかし財政的にソフト事業は特に厳しくなっており、状況を見ながら予算の範囲内で、という条件も付けられた中で行ってきたものでもあります。</p>
門田委員長	<p>ほかに質問はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
門田委員長	<p>質問がないようですので、議案第47号「登米市教育文化振興補助金交付要項の一部を改正する訓令について」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
門田委員長	<p>ご異議がないものと認め、日程第2、議案第47号「登米市教育文化振興補助金交付要項の一部を改正する訓令について」については、原案のとおり決定することとします。 なお、ただ今議論されたことに関して留意しながら執行していただくようお願いいたします。</p>
門田委員長	<p>日程第3、議案第48号「登米市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について」 日程第4、議案第49号「食物アレルギー対応マニュアルの制定について」 関連がありますので、一括して上程します。 説明を求めます。</p>
佐藤教育長	<p>(議案を朗読)</p>
島尾教育次 長	<p>(議案内容を説明)</p>

	<p>門田委員長</p> <p>久保委員</p> <p>島尾教育次長</p> <p>門田委員長</p> <p>門田委員長</p> <p>門田委員長</p> <p>門田委員長</p> <p>門田委員長</p> <p>門田委員長</p> <p>門田委員長</p>	<p>説明が終わりました。議案第48号「登米市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について」、議案第49号「食物アレルギー対応マニュアルの制定について」についてご質問ありませんか。</p> <p>調査表を見ると、北上川の東側に件数が多いように思えるのですが。</p> <p>全国平均からすると、かなり低い方です。</p> <p>年齢を重ねて起きるアレルギーもあるので、その実態について留意していただきたいと思います。</p> <p>ほかに質問はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質問がないようですので、議案第48号「登米市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議がないものと認め、日程第3、議案第48号「登米市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について」については、原案のとおり決定することとします。</p> <p>続いて、議案第49号「食物アレルギー対応マニュアルの制定について」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議がないものと認め、日程第4、議案第49号「食物アレルギー対応マニュアルの制定について」については、原案のとおり決定することとします。</p>
--	---	--

門田委員長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。 次回の教育委員会議の開催日程をおはかりします。</p>
門田委員長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(午後 3 時 3 0 分から午後 3 時 4 5 分まで休憩)</p>
門田委員長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
門田委員長	<p>次回の会議の日程は、12月25日(火)午後2時から教育長室で行うことにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
門田委員長	<p>ご異議がないものと認め、次回の会議は、12月25日(火)午後2時から教育長室で行うことに決定することとします。</p>
	<p>閉会 (午後 3 時 4 7 分)</p>